

事務連絡
令和5年8月21日

各登録建築物エネルギー消費性能判定機関
各指定確認検査機関
各登録住宅性能評価機関

御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

省エネ適合性判定に関する講習のオンライン開催について

平素より建築行政にご協力いただきありがとうございます。

登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第40条に基づく登録適合性判定員講習（以下、「講習」という。）を修了する等の要件を備えるものうちから適合性判定員を選任しなければならないとされています。当該講習は、同施行規則第41条に基づく登録を受けた一般財団法人住宅・建築SDGs推進センターが実施してきたところですが今年度から、受講者の利便向上を図るためオンラインで開催することとなりました。これにより、所定の期間内であれば、任意の時間に、全国どこからでも受講が可能となります。

令和7年度に予定されている新築住宅・建築物の省エネ基準適合全面義務化に伴い、適合性判定の実施件数が大幅に増加することが見込まれるところであり、貴機関関係者等の受講を積極的に推進していただきますようお願い申し上げます。

なお、講習の修了者に発行する修了証明書は、令和7年度の適合義務化後も有効です。

講習の詳細については、別紙のチラシをご覧ください。

※指定確認検査機関及び登録住宅性能評価機関は、業務の実施に当たり適合性判定員の選任は不要ですが、当該機関の職員であっても講習の受講が可能です。今後、建築物エネルギー消費性能判定機関としての登録を検討されている場合は、ぜひ、受講の推進をお願いします。

【講習に関する問合せ先】

一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター
建築省エネルギー部 適合性判定員講習

TEL : 03-3222-6681 Mail : hantei-koshu@ibecs.or.jp

【本事務連絡に関する問合せ先】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 平山、山田
TEL : 03-5253-8111（内線 39-465、39-452）